

議案第87号

大阪市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例案

大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る時間帯を当該時間帯に含まれる他の時間帯に変更することを申し出た場合において、指定管理者が当該申出を承認したとき

第15条に次の1号を加える。

- (5) 使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る施設の使用の態様の変更（入場料の類の徴収の有無を変更することをいう。）を申し出た場合において、指定管理者が当該申出を承認したとき（変更後の使用料の額が使用者が第11条の規定に基づき既に納付した当該使用許可に係る使用料の額を下回る場合に限る。）

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成31年2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

男女共同参画センターの使用料を還付することができる場合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立男女共同参画センター条例 (抄)

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(1) - (2) 省 略

(3) 使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る時間帯を当該時間帯に含まれる他の時間帯に変更することを申し出た場合において、指定管理者が当該申出を承認したとき

(3) 省 略

(4)

(5) 使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る施設の使用の態様の変更（入場料の類の徴収の有無を変更することをいう。）を申し出た場合において、指定管理者が当該申出を承認したとき（変更後の使用料の額が使用者が第11条の規定に基づき既に納付した当該使用許可に係る使用料の額を下回る場合に限る。）